



社会福祉法人 若菜福祉会
認定こども園 ミライエ

MIRAIE

H A N D B O O K

認定こども園 ミライエ 2025

入園のしおり&重要事項説明書

Hello  

MIRAIE



【理念：ビジョン】

『未来への選択』

子どもたちは遊びを通し、たくさんの事を経験していくことで自ら考え行動し成長していきます。

そして、価値観【好き嫌い】を理解できるようになります。

形成された価値観は、環境変化や社会変化に対して
自らの最善を理解し、自分の意志で未来を判断できるようになります。

1 つでも多くの好きを発見し

“自分の未来を判断し選択できる人”に

なって欲しいと思っています。

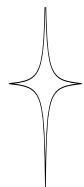


【使命：ミッション】

『好きをたくさん見つけよう』

わたしたちの目指す子どもたちの姿を実現するために、
日々の生活や遊びから学びに繋げる。

その学びから、自ら考えて 選んで 進める力を育めるよう
夢中になれる遊びや、たくさんのチャレンジができる、
たくさんの“好き”を見つけられる環境を提供し続ける園であり続けます。



『ミライエ』 ミライエは、未来＝家
いままでの保育も大切に、さらに～子どもたちの明るい未来を育む家～として、より良い、
教育保育の充実を図るため、幼児教室、その他、
プログラミング教室、ICT を活用していきたいと思っています。

★沿革

昭和 53 年 3 月：社会福祉法人若菜福祉会 設立 認可保育園 仲原保育園 設置認可
 平成 16 年 12 月：分園設置認可
 平成 18 年 4 月：子育て支援センターパピヨンくらぶ開設
 平成 27 年 8 月：第 2 分園パピヨン認可
 令和 5 年 4 月：子育て相談事業 ぽこあぽこ開設
 令和 5 年 4 月：認定こども園へ移行し、『認定こども園 ミライエ』と名称変更
 令和 7 年 4 月：琉球大学病院保育園ミライエ設置認可予定

★施設の概要

名称：社会福祉法人 若菜福祉会 認定こども園 ミライエ
 設立：昭和 53 年 3 月
 設置主体：社会福祉法人 若菜福祉会
 理事長：吉村 昇 施設長（園長）：渡久山 慎二
 事業概要：延長保育 長時間延長保育 子育て支援センター“パピヨンくらぶ”
 開園時間：月～金 7:00～18:00 土曜日 7:00～18:00
 ※延長保育 19:00 まで 長時間延長保育 22:00 まで

敷地	敷地全体	2,352.13 m ²
	園庭	367.84+107.11 474.95 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1,373.4 m ²

利用定員	区分①	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
		23 名	36 名	36 名	36 名	45 名	19 名	195 名

利用定員 (子どもの数)	区分②	保育を必要とする子 2 号・3 号	保育を必要とする子以外の子 新 2 号・1 号	合計
	満 3 歳以上	100 名	10 名	110 名
	満 3 歳未満	95 名		95 名
	合 計	195 名	10 名	205 名

設備 区分	部屋数	備考 m ²
0 歳児室 つばみ組	2 室	77.55 m ² (本園 2F) 69.47 m ² (第 2 分園)
1 歳児室 あい組	1 室	130.87 m ² (第 2 分園)

2 歳児室 ゆめ組	1 室	78.40 m ² (本園 3F)
3 歳児室 ゆうき組	1 室	92.58 m ² (分園 1F)
4 歳児室 きぼう組	2 室	82.30 m ² (本園 1F) 73.35 m ² (本園別棟 1F)
5 歳児室 みらい組	1 室	64.36 m ² (分園 2F)

特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始について 当園は、宜野湾市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。利用の終了について 当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき (管外委託が可能な場合があります)
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

★保育内容

認定こども園ミライエ、支援センターパピヨンくらぶは、子どもたちの生活習慣の獲得や情緒の安定を大きな目的としている。また養護だけでなく、保護者にとって小学校へ安心して就学できる幼児教育としてのニーズも高い。平成 30 年に改訂された新保育指針や学習指導要領の改訂に伴い『生きる力』『学力の醸成』を育成する。また、時代の変化によるグローバル化に向け人材を育成することが重要となってくる。当園としては、社会変化を的確に把握し、子どもにとって最善な方法を実践する。

●卒園までに育ってほしい 10 の姿●

1. 健康な心と体
子どもが自ら健康で安全な生活を意識する。心と体を十分に使い、自分がやりたいことを思い切り楽しむ。
2. 自立心
身の回りの環境に積極的に関わり、諦めずにやり遂げる達成感を味わう。
3. 協同性
友達と協力し、イメージを共有しながら共に考えていく。言葉で自分の気持ちを伝え合う。
4. 道徳性・規範意識の芽生え
ルールを守る必要性を理解する。相手の立場になって気持ちを考えたり共感したりする。
5. 社会生活との関わり
家族や地域の人と関わり、地域社会にも関心の目を向ける。社会生活の中で、役に立つ喜びを感じる。
6. 思考力の芽生え
身近な環境に関わり、様子を観察したり予想したりする。友達と関わる中で異なる考えがあることに気づき、自分の考えをよりよいものに変えていこうとする。
7. 自然との関わり・生命尊重
身近な自然物に関心を持ち、感動したり、命を尊ぶ。また、それらを言葉で表現できるようになる。
8. 数量・図形、文字等への関心・感覚
遊びの中で、数量や図形、標識、文字に興味を持ち、豊かな感性と表現につなげていく。

9. 言葉による伝え合い

絵本や紙芝居などの物語に親しみ、経験したことを言葉で表現する。相手の話を聞き、言葉の伝えあいを楽しむ。

10. 豊かな感性と表現

さまざまな事象に触れ、感動したことを表現する。また、友達の表現を見て、自分が感じたことを言葉で表現する。

年間行事予定 * 状況によって変更があります。

月	主な行事	保健・安全	月のうた	目標とねらい
4月	・入園、オリエンテーション ・絵本貸し出し開始 ・鯉のぼり掲揚式 ・子どもの日の集い	・歯磨き指導 ・内科検診	♪せんせいとおともだち ♪春ですね 春ですよ	先生や友だちに親しみ、新しい環境に慣れる ・お友だちや先生の名前を覚える ・元気に登園する
5月	・学研教室スタート ・保育参観・参加（異年齢クラス）	・歯科健診 ・尿検査 ・交通安全指導	♪こいのぼり ♪おかあさん	園生活の流れと生活習慣がだんだん身に付く ・お友だちや身近な人と楽しく過ごす ・生活の流れやルールを知る
6月	・慰霊の日休園・ ・スポフェス（運動会） ・保育参観・参加（異年齢クラス）	・総合避難訓練	♪かたつむり ♪パパ	友だちと梅雨の季節の遊びを楽しむ ・保育園生活に慣れ元気に過ごす ・あそびを工夫し楽しむ
7月	・七夕の集い ・水遊び ・個人面談（希望者）	・皮膚の清潔	♪七夕 ♪みずでっぽう	夏の遊びを満喫する ・自然に触れ、季節感のある遊びを楽しむ ・水・砂など感触あそびを楽しむ
8月		・暑さに負けない 体力作り	♪せみ ♪ゴーヤのうた	・自然事象や物事に興味・関心を持つ
9月	はごろも祭り （4・5歳児参加 前夜祭、市主催分かれて参加）	・活動と休息のバランス	♪まつぼっくり ♪おばけなんてないさ	・運動会に向かって頑張る気持ちを持つ ・郷土の文化や行事に親しみ ・祖父母や身近な人へ感謝の気持ちを表す ・色々な運動遊びを通し、様々な身体の動きを楽しむ。 （・夕涼み会予備月）
10月	・保育参観・参加（未満児） ・ミライエナイト（夕涼み会）	・内科検診	♪うんどうかいの歌 ♪とんぼ	・自分の力を試したり、挑戦したりする活動に関わる
11月	・七五三 ・社会見学・体験保育 ・保育参観・参加（未満児）	・歯科健診 ・尿検査	♪やきいも グーチャーパー ♪もみじ	身近に働く人に関心を持つ ・身近な生活に必要な事項に関心を持ち、興味を持って 関わり生活を広げていく（・運動会予備月）
12月	・クリスマス会	・風邪予防 （うがい ・手洗い）	♪サンタクロース ♪お正月	意欲的に制作活動を楽しむ ・経験した事、感じた事、想像した事を様々な方法で表現する
1月	・新年の集い	・寒さに負けない 体力作り ・皮膚の鍛錬	♪凧あげ ♪やぎさん郵便	寒さに負けないで戸外に飛び出し、冬の自然に触れる ・自分の力を発揮して活動に取り組む ・友だちとの活動を喜び、一緒にあそびを楽しむ
2月	・節分の集い ・ミライステージ（生活発表会）	冬の健康管理	♪豆まき ♪ゆき	踊り、音楽や劇遊びなどに関わる表現活動を楽しむ
3月	・ひな祭り ・お別れ遠足（年長） ・卒園式 ・修了式	・耳を大切に	♪ひなまつり ♪思い出のアルバム	基本的な生活習慣を身につける。進級する喜びや期待を持つ ・自分で出来る事は自分でい生活する態度を身につける

* 定例行事（身体測定・避難訓練・弁当会・食育の日・お誕生会）

① 送迎について

- * チャイルドシートは着用義務がありますので装着してください。
 - * 子どもを車内に放置しないでください。
 - * 駐車場には各園に限りがあります。ゆとりある安全運転で送迎してください。
 - * 保護者の乱暴な運転による近隣からの苦情があります。ゆとりある安全運転で送迎してください。
 - * 父母以外や、いつもと違う保護者が迎える場合は、必ずご連絡ください。
- 未成年はご遠慮ください。

* 保育園の駐車場での事故、当て逃げ、トラブル等について当園では責任を負いません。

本園：大雨の日以外は車の乗り入れはできません。（保護者同士の車輛接触事故がありました）

分園：近隣に迷惑をかけないよう、指定場所以外の駐車をご遠慮願います。本園駐車場もご利用ください。

第2分園：開店していなくても、靴流通センター、青山などに駐車をしないで下さい。

② お知らせについて

- * 玄関の掲示物、コドモンなどには必ず目を通しましょう。

③ 出欠申請について

朝9時までに、コドモンにてご連絡をお願いします。

体調不良の場合は、その旨の記入をお願いします。

昨今の事故を踏まえ、当園においても出欠の確認の徹底を行いたいと思います。

保護者様には、朝9：00までにコドモンでの出欠連絡をお願い致します。ご連絡がない際は、こちらからご連絡させていただきます。また、主となる連絡先に連絡がつかない場合は、緊急連絡先等にご連絡を差し上げることがありますので、ご了承ください。

④ 延長・長時間延長保育について

延長・長時間延長保育を利用される方は、コドモンで出欠申請をする際にお迎え時間を入力してください。

- ・標準保育は、18：00～22：00までが延長保育となっています。
- ・短時間保育の延長利用については、延長・長時間延長申込書を参考にしてください。

当日、朝9時以降のお迎えや延長の申込みなどは、

コドモンにて、平日15：00まで受付　コドモンにて、土曜日12：00まで受付

上記の時間以降は、確認が行き違いになる事もあるため、コドモン入力後、直接各園にお電話ください。

本園 098-892-6509

分園 098-892-3013

第2分園 パピヨン 098-917-2300

- * 延長保育は、生後6カ月より長時間延長保育は1歳児クラスから利用できます。事前に面接と申込みが必要です。
- * 延長保育、長時間延長保育では体調がすぐれない児童、投薬が必要な児童は延長できません。

⑤ 給食について

登園時間が遅くなる場合は食事の衛生上、置き置きできません。食事を済ませてから登園の協力をお願いします。下記は食事が提供できる時間です。

0歳児 11：30 まで 1～5 歳児 12：00 まで

⑥ 土曜日の登園について

お子さんを登園させる際は、土曜保育予定表を前月の 15 日までに申請してください。

沖縄県内では、保育士不足が深刻な問題となっています。ご家庭での保育にご協力いただくことで、保育士の勤務シフトが緩和され、保育士不足の改善と保育の充実につながります。ご理解ご協力をお願いします。

⑦ 変更事項

住所変更や、その他変更があった場合は担任までお知らせください。

⑧ 休園について

* 慰霊の日（6 月 23 日）

* 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休園です。

⑨ 台風・緊急災害時の保育の取り扱いについて

* 台風のとき、沖縄本島に暴風警報が発令され、営業バスが運行停止の場合は臨時休園とします。

* 但し、午後 1 時前（12：59 まで）に運行が再開されたときは開園とし、バス運行よりおおむね 1 時間後に受け入れます。午後 1 時後（13：00）に運行が再開されたときは閉園とします。

* 午前 10 時以後に営業バスが運行されたときは、昼食を済ませた上で、登園させて下さい。

* 登園後に沖縄本島に暴風警報が発令され、バスが運行停止の場合は、保護者は速やかに園児を迎えに来て下さい。

* その他緊急災害などの発生により平常保育が出来ないときは、臨時処置を取ることもあります。

* 午前 11 時以後に開園すると給食等の準備が出来ないため、昼食を済ませてから登園させて下さい。

* 午前 9 時以降にバスの運行が再開された場合、弁当持参となります。

* なお緊急災害時は、電話が繋がらない場合がありますのでご了承ください。

⑩ 職員研修について

当園では、職員研修を月 1 回程度、土曜日に行っています。職員の資質向上のため家庭保育の協力をお願いする事があります。ご理解ご協力よろしくお願いします。

★園生活について

① 生活リズム（早寝・早起き・朝ごはん）を整え、保育活動への導入をスムーズにしましょう。とくに、3 歳児以上のクラスからは、行事に向けて練習や製作がありますので、お子さんの成長のためにも 9:00 までには登園しましょう。

② 食べ物やおもちゃの持ち込みは禁止です。

③ 園児の持ち物すべてに名前を記入しましょう。衣替えの際には、文字が薄くなっていないかチェックしましょう。

④ 靴や服は子どものサイズに合ったものにしましょう。

⑤ 爪は定期的にチェックし、活動しやすい様努めましょう。

① 園内健康診断について

嘱託医

小児科 のだけこどもクリニック

歯科 わかばの森歯科医院

* 健康診断 年/2 回

* 歯科検診 年/2 回（検診結果で虫歯があった場合は治療を行いましょう）

室内のライトの状況や医師の診断で、かかりつけと異なる場合があります。

* 尿検査 年/2 回（検査で異常が見つかった場合は、かかりつけ医に相談しましょう）

② 病院受診している場合はその旨を保育園に伝えてください。

③ 保育中に体調が悪くなった場合や緊急時の対応

発熱（38.0℃以上）や、それ以下でも元気がなくぐったりしている時や、下痢・嘔吐・伝染性の病気を疑う場合、ケガをした場合は保護者へ連絡をします。連絡先の変更があったら必ず、担任までお知らせください。緊急な処置が必要と判断した場合は、園が指定した病院へ受診させます。保護者の方と連絡が取れない場合は、処置を医者に一任します。

※当園は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。保育の提供により事故が発生した場合は、宜野湾市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

④ 1.伝染性の病気について

* 保健法に定められた伝染性の病気（はしか・水痘症など）は登園停止です。

伝染病が完治し、登園する際は医師の許可が必要です。意見書を提出してください。

インフルエンザは医師の判断に基づいた保護者からの登園許可願いが必要です。

その他、必要な提出書類に関しては感染症一覧表をご確認ください。

* 園にて準備しています * ホームページでダウンロードできます。

2. 予防接種について

* 伝染病にかかると重症化しやすいのが低年齢児です。また保育園は集団生活の場ですので、『うつらない』『うつさない』為にも体調が良い時に早めにご検討ください。

* 予防接種を受けた日は安静にしなければならない為、できるだけ家庭で過ごしましょう。

⑤ 園での投薬について

* 原則として保育園での投薬はできません。出来る限り家庭のみで投薬できるよう処方箋を医師に相談して下さい。やむを得ず昼に服用しなければならない場合は、1 回ずつ分け、名前をはっきり記入し、誤飲等を防ぐため、

『お薬依頼書』と薬を担任（職員）へ直接手渡してください。

* 薬の説明書のコピー

* 1 回以上使用した薬で安全が確認された薬のみ

⑥ 水あそびについて

＊7月には水あそびがあります。水イボ、とびひなどの症状のある児童は、早めに完治しておきましょう。また、中耳炎、皮膚炎、罹患中の症状がある場合は主治医と相談して、水あそびに臨みましょう。予防接種当日の水遊びはできません。

(4.5歳児は水着着用)

⑦ 保育園での虫さされについて

保育園での虫さされの処置 蚊の多い季節などは以下の対応をとってきたいと思います。保育園では、アレルギー症状のある子など集団生活の観点から、虫さされ後の処置は以下の通りです。刺され口を流水でよく洗い、冷湿布を行う応急処置のみになります。虫よけスプレーは他のお子さんへの影響がありますので使用できません。ご了承ください。

● 予防法として ●

長袖、長ズボン（フード付きは遊んでいる時に色々なものに引っかかる恐れがあります）虫さされでアレルギー症状があるお子さんや、腫れやすいお子さんは病院から処方された薬をご持参下さい。

⑧ その他 以下のような場合はご家庭で様子をみましょう

＊24時間以内に熱が出た時（例外：医師から登園の許可を得た場合）

＊24時間以内に解熱剤や痙攣止めを使用した時

＊ゼーゼーして息苦しい時

＊24時間以内に下痢（水様便）、嘔吐があった場合

＊頭部打撲後24時間

＊明らかに体調不良で保育園での活動が困難な場合

⑨ アレルギーについて

＊食物アレルギーのあるお子さんは医師による生活管理指導票を提出してください。（園に用紙があります）

＊医師から食品の使い方、食べられる量など詳しい指示を受けてください。

＊医師の指示以外のアレルギー対応はいたしません。

＊食事を提供する際には、十分注意をしておりますが、食後、何らかの体調に変化が見られた場合は、保護者連絡のうえ、症状によっては病院受診をします。

⑩ 事故・噛みつき・怪我について

保育園は子どもたちの成長を促す為、様々な活動にチャレンジしながら、初めての集団生活をおくります。子どもたちも、自我が芽生え噛みつきが多くなる時期もあります。また、活動に挑戦するなかや遊びのなかでケガ等をしてしまう事もあります。

ケガの無いように十分に配慮しておりますが、100%トラブルを防ぐ環境ではない点をご理解下さいますようお願い致します。また、保育園内で園児同士のトラブル等が起こった際は、子どもたちの情緒面の安定の観点から両者のお名前を明かすことはできません。ご理解ください。

なお、当園では独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等に加入しています。

※頭部外傷の場合は、24時間ご家庭にて様子を見るようお願いいたします。

⑪ 個人情報の取扱いについて

『個人情報保護に関する法律』により、以下の利用に関して保護者の方の同意が必要となりますので、ご協力をお願いします。（園だより等へのお子さま名前の記載・行事や園生活でのビデオ撮影、写真撮影・ホームページ等の写真掲載・コドモンによる写真公開など）

⑫ 虐待防止の措置に関すること

虐待の防止に関する事項 職員による園児への虐待防止のため、次の措置を講じています。

ア 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施

イ 虐待が疑われる場合の通報の周知

ウ コドモン配信による虐待防止の啓発などの保護者への情報提供

⑬ 非常災害対策

防火管理者	本園 上原和代	分園 比嘉建	第 2 分園 比嘉千賀子
消防計画届出年月日	H31.3.21	H31.3.20	R1.5.28
避難訓練	年 12 回	年 12 回	年 12 回
防災設備	有り	有り	有り
避難場所	園庭、園駐車場	近隣駐車場、中原公民館	近隣駐車場、宜野湾市民会館
緊急時の連絡手段	緊急連絡表	緊急連絡表	緊急連絡表

※当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（計画等）を作成することとします。計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとします。当園では、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

⑭ 相談・要望・苦情窓口

連絡先は園玄関掲示にしてあるポスターに記載し、投書箱を各園に設置しています。

相談・苦情受付担当者	上原和代 主任保育士
相談・苦情解決責任者	吉村 昇 理事長
第三者委員	平良エミ子：宜野湾市嘱託員 照屋清子：元当園主任保育士

⑮ 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園総合保険制度（保育園賠償責任保険・自動車搭乗中傷害保険）＊園車 独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害給付制度）
-------	--

感染症ガイドライン

*** その他の感染症につきましては、感染拡大のおそれが見られましたら、意見書や登園届の提出を求めることがあります。**

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
意見書（医師が意見書を記入することが考えられる感染症）		
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現の7日前から7日後くらい	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（7°-ル熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157,O-26,O-111）	-	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること。
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	-	医師により感染の恐れがないと認められていること。
登園届（医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症）		
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が取れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱、口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、普通に食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	-	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過していること

* 当園にて準備しています。各種書類はホームページよりダウンロードができます

毎日準備するもの 0歳児

★持ち物には名前の記入をお願いします。カバンのキーホルダーやシールは、誤飲の原因、活動の妨げやトラブルの原因になりますので、持たせない様をお願いします。

★衣類は、季節に応じてその都度担任へ確認してください。

備考			備考		
① 紙おむつ	7枚～10枚 	油性ペンで 名前を書いて 下さい。	⑧大判の ハンドタオル	3枚 	顔・からだを拭きま す。
②パンツ			⑨フェイス タオル	1枚 	顔・からだを拭きま す。
③肌着	3枚～5枚 体温調節しやすいです。		⑩ビニール袋 2斤袋	1枚 4枚 	汚れ物をいれます。 オムツ処理
④上着	3枚～5枚 	季節により調 節してくださ い。	⑪靴下	1足 	体温調節や お散歩で履きます。
⑤ズボン	3枚～5枚 	季節により調 節してくださ い。	⑫靴		歩けるようになってか らお散歩で履きま す。
⑥スタイ 		必要に応じて	⑬連絡アプリ コドモン		毎日の記入お願い します。(0～2歳 児まで)
⑦コップ 			⑭布団セット& 布団用のカバン		夏：タオルケット 冬：掛け布団か毛 布

新年度に準備するもの

- ① 家庭状況、生育歴、同意書 ② 哺乳瓶に使用する乳首（2つ）

毎月準備するもの

- ① 献立表をチェックしたもの（アレルギー除去申請の園児のみ提出）

毎日準備するもの 1歳児

★持ち物には名前の記入をお願いします。カバンのキーホルダーやのシールは、誤飲の原因や活動の妨げやトラブルの原因になりますので、持たせない様をお願いします。

★衣類は、季節に応じてその都度担任へ確認してください。

備考			備考		
①紙おむつ	5枚～ 6枚 	油性ペンで名前を書いて下さい。	⑧フェイス タオル	1枚 	顔・からだを拭きます。
②肌着	3枚～5枚 体温調節のため。	季節により調節してください。	⑨ビニール袋	1枚 4枚 	汚れ物をいれます。 オムツ処理に使います
③上着	3枚～5枚 		⑩靴下	1足 	体温調節やお散歩で履きます。
④ズボン	3枚～5枚 	季節により調節してください。	⑪靴		歩けるようになってからお散歩で履きます。
⑤スタイ	 	必要に応じて	⑫連絡アプリ コドモン		毎日の記入をお願いします。(0～2歳児まで)
⑥コップ			⑬布団セット& 布団用のカバン		夏：タオルケット 冬：掛け布団か毛布
⑦大判の ハンドタオル	3枚 	顔・からだを拭く。			

新年度に準備するもの

家庭状況、生育歴、同意書

毎月準備するもの

献立表をチェックしたもの（アレルギー除去申請の園児のみ提出）

毎日準備するもの 2歳児

★持ち物には名前の記入をお願いします。カバンのキーホルダーやシールは誤飲の原因や活動の妨げやトラブルの原因になりますので、持たせない様をお願いします。

★衣類は、季節に応じてその都度担任へ確認してください。

備考			備考		
①紙おむつ	2枚～ 3枚 	油性ペンで名前を書いて下さい。	⑥ 大判の ハンド タオル	3枚 	顔・からだを拭きます。
②パンツ	2枚～ 3枚 	トイレトレーニングがあります。	⑦ フェイス タオル	1枚 	顔・からだを拭きます。
③肌着	3枚～5枚 体温調節のため		⑧ ビニール袋	1枚 2斤袋	汚れ物をいれます。 オムツを処理します。
④上着	3枚～5枚 	季節により調節してください。	⑨ 靴下	1足 	体温調節や 戸外で履きます。
⑤ズボン	3枚～5枚 	季節により調節してください。	⑩ 靴		着脱のしやすい物を。 こまめに洗って 清潔に。
⑥コップ・歯ブラシ	 		⑪ 連絡アプリ コドモン		毎日の記入をお願いします。 (0～2歳児まで)
			⑬布団セット& 布団用のカバント		夏：タオルケット 冬：掛け布団か毛布

新年度に準備するもの

家庭状況、生育歴、同意書

毎月準備するもの

献立表をチェックしたもの（アレルギー除去申請の園児のみ提出）

毎日準備するもの 3歳～5歳児

★持ち物には名前の記入をお願いします。カバンのキーホルダーのシールは誤飲の原因や活動の妨げやトラブルの原因になりますので、持たせない様をお願いします。

★衣類は、季節に応じてその都度担任へ確認してください。

		備考			備考
①連絡アプリコドモン		毎日のチェックをお願いします。	⑦大判のハンドタオル	3枚 	顔・からだを拭きます。
②パンツ	3枚～5枚 		⑧フェイスタオル	1枚 	顔・からだを拭きます。
③肌着	3枚～5枚 体温調節のため		⑨ビニール袋	1枚 	汚れ物をいれます。
④上着	3枚～5枚 	季節により調節してください。	⑩靴下	1足 	体温調節や 戸外で履きます。
⑤ズボン	3枚～5枚 	季節により調節してください。	⑪靴		着脱のしやすい物を。 こまめに洗って 清潔に。
⑥コップ・歯ブラシ	 		⑫水筒		戸外活動、水分補給の自己管理を行います。 (3・4歳児は必要に応じて使用しますので ご準備をお願いします)
			⑬布団セット&布団用のカバン		夏：タオルケット 冬：掛け布団か毛布

新年度に準備するもの

家庭状況、生育歴、同意書

毎月準備するもの

献立表をチェックしたもの（アレルギー除去申請の園児のみ提出）

Gakken



学研幼児教室



4.5 歳クラスに、学研講師による学研幼児教室を導入します。

内容については、QR コードをご参照ください。

系統立てたカリキュラムで「聞く・話す・発表する力」などを伸ばします

まなびタイム

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、自立心、協同性、思考力の芽生え、数量・図形・文字への関心・感覚、言葉による伝えあい等をあげています。また、2020 年からの小学校学習指導要領では、主体的・対話的な学びを通して問題解決能力を身につけていくことが求められています。

学研幼児教室「まなびタイム」は、子どもたちの学び合いにより、これからの時代に求められる力を着実に伸ばせるコースです。1 回 60 分、年間 30 回の系統立てた 2 年間のカリキュラムで、もじ・ことば、かず、ちえの 3 つの分野の力や、聞く・話す等の力を伸ばします。学ぶことの楽しさを大切に、小学校生活への期待を広げます。

こんな経験を積みます

- 文字の集合体としてのことば、ことば遊びを通して、国語の基礎力をつける
- 数の合成・分解を通して、数のしくみを理解する
- 文字を読み、書く力をつける
- 聞きとる力を確実につけていく
- 数をかぞえる経験を重ねる



指導内容 もじ・ことば

文字の読み書きに加えて、聞いたり読んだりした言葉を理解し、自分の言葉で表現するための基礎をつくります。

- 初めてひらがなに触れる子でも無理なく学べるよう、字形や書き順を丁寧に伝えながら習得していきます。
- イラストや写真をたくさん使って、言葉を広げ、豊かにします。

かず

基礎からしっかり学びます。かずの分野に触れておくと、お子様の自信につながり、入学後の学習もスムーズに進められます。

- おはじきなどを数えたり分けたりして操作しながら、数の概念（イメージ）を確かにします。
- ペーパーワークの問題を解くだけでなく、ゲームを通じて自然にかずの分野の力を育みます。

ちえ

日常生活に必要な知識を身につけながら、考える力を養います。プログラミング的思考を育む基礎にもなります。

- 子どもたちの生活と時刻・時間に関連付け、時計の読みに興味を持たせます。
- 先生の指示を聞きながらおはじきを操作し、座標の読み取りを経験します。

学研教室 1号認定 新2号認定への 課外活動（月謝あり）

4・5歳児 年中・年長プレイルーム 年中・年長

文字・言葉・数量・図形の力や非認知能力を高める入学準備教室

年中・年長期は、コミュニケーション力や表現力、協調性、忍耐力などの生きる力を育む時期。好奇心旺盛で、「知りたい」という気持ちが強くなる吸収力の強い時期でもあります。

教室では、ひらがなの読み書きや、言葉や文の理解、たし算やひき算の基礎となる数のとらえ方など、ご家庭では教えるにくい分野を、系統立てて学び、小学校での学習で躓かない基礎学力と、「勉強が好き」という気持ち、学習習慣を育みます。

こんな経験を積みます

- 文字の集合体としてのことば、ことば遊びを通して、国語の基礎力をつける
- 推理したり考えたりする経験をする
- 文字を読み、書く力をつける
- 物をしっかり観察する力をつける
- 数の合成・分解を通して、数のしくみを理解する
- 聞きとる力をつけていく
- 図形や量に関心をもつ
-



指導内容

もじ・ことば

国語力は全ての教科の基礎。文字の読み書きだけでなく、聞いたり読んだりした言葉や文を理解できることや、言葉で表現できることが大切です。

小学校入学までの目標

- ひらがな 71 文字の読みから言葉の力をつけ、文章読解にも挑戦します。
- ひらがなを正しい書き順で書き、言葉書き、短い分を作る経験をします。

かず

算数は、一度つまずくとその後の理解が難しくなる積み上げ式の教科です。一般的にご家庭で教えるにくい面もあり、先行して学力をつけることにより、スムーズに入学後の学習が進められます。

小学校入学までの目標

- 数の概念を確かにします。
- 数を合わせたり分けたりする力を養い、たし算、ひき算、文章題を経験します。

ちえ

見えない学力といわれ、幼児期からの積み重ねが、中学校・高校で差となって現れます。「人の話を聞いて理解する」「自ら考えたことを伝えるコミュニケーション力」も育みます。

小学校入学までの目標

- 観察力、見分ける力、理解する力、考える力など、さまざまな知能の基を身につけます。





21 世紀をいきる力を育む、園児向け ICT 教育カリキュラム

KitSが育む“いきる力”



アートポン!

さまざまな材料を使った表現方法に挑戦しながら、豊かな感性と想像力を育てます。お友達の作品にも関心を持ち、お互いに共有し、良さを感じ取ってもらいます。



グローバルな社会を生き抜くために必要な能力として「21 世紀型スキル」が注目されています。こどもモードきっつのコンセプトである、創造力・チームワーク力・ICT 活用力は 21 世紀スキルのなかでも、重要な能力です。幼児教育においては、子どもたちがクリエイティブな活動やチームワーク活動に関心を持ち、成功体験を得られることが何よりも大切です。21 世紀型教育カリキュラムきつつ (KitS) は子どもたちの“いきる力”を育てます。

ロボット (mTiny) を使って、「チームワーク力」や「ICT 活用力」を育みます。遊びの中で楽しくプログラミング体験ができます。

mTiny は、パンダ型をした可愛いロボットです。付属のタッチペンを使ってラジコン感覚で運転したり、しれいカードを並べてタッチペンで読み取る事でロボットを自動で動かす事 (プログラミング) ができます。mTiny は笑ったり、怒ったり、泣いたり、感情も表現しますので、おともだち感覚で楽しく遊ぶ事ができます。保育では付属のマップカードをパズル感覚で組み合わせることで街を作ります。目的地にたどり着けるようにしれいカードを並べてロボットを動かします。グループのおともだちとお話をしながら、ゴールを目指します。活動を通してチームワーク力や、ロボットやプログラミングという ICT 活用力を育む事ができます。

プログラミング



給食費等のお支払いについて

0歳児～2歳児の世帯、および3歳児～5歳児の非課税世帯以外において、給食費を別途お支払い頂く必要となります。徴収につきましては、下記の支払いシステムを利用します。

＊『子ども子育て支援保育料変更通知書(令和元年8月21日付、宜福育第166号)』

給食費：¥6,500- ＊見直しが年度毎にあり、改定があれば事前にお知らせします。保育料：保護者の階層によって異なります。

koufuri+のご案内

koufuri+ (コウフリプラス) は、スマートフォンを活用したより安全・便利に口座振替で集金できるサービスです！



koufuri+ の便利な機能！

スマートフォンで口座振替依頼の登録が完結！

口座振替のお手続きがスマートフォンから直接できるので、紙の提出や印鑑相違等の差し戻しもございません。金融機関の指定もないため、ご都合のよい口座をご利用いただけます。



各種集金の連絡がスマートフォンに通知されます！

事前に振替日や振替金額がスマートフォンに通知されるため、残高不足にならないよう準備が可能です！振替結果もスマートフォンに明細とともに通知されるため、通帳記帳も不要で、家計管理にも便利にご利用いただけます！



口座振替できなかった場合の再支払もサポート！

万一、残高不足などで口座振替ができなかった場合は、自動的にコンビニエンスストアでの支払いをご案内いたします。現金を学校に持参する必要はございません。



※万が一LINEをご家庭内でご利用されていない場合には請求書をお渡しします。請求書に記載のQRコードやPCのURLからコンビニエンスストアでの支払いがご利用いただけます。LINEをご利用されていない方は、事前に施設スタッフまでお申し出ください。

※本サービスはLINEを活用したサービスですが、皆様のLINEアカウント（IDやアイコン等）は施設側や運営会社側では一切把握できない形で運用されております。ご安心ください。



施設からの情報をまとめて確認

保護者アプリでできること



お知らせの受信

施設からの各種連絡事項をタイムライン形式で確認できます。



連絡帳

保護者は家庭での様子、（記入は2歳児まで）保育士は施設での様子をそれぞれ発信できます。



欠席遅刻連絡

遅刻欠席連絡ができます。



登降園履歴の確認

登降園時刻の履歴を確認できます。



カレンダー

施設全体やクラスの行事予定を確認できます。



資料室

申請書類等をダウンロードできます。

認定こども園 ミライエ では、保護者アプリ、『コドモン』を利用します。園と保護者の連絡をスムーズに行うことができるよう、ご協力をお願い致します。

* 連絡帳をプリントアウト

コドモン保護者アプリのダウンロード(無料)はこちら



コドモン保護者アプリは、スマートフォンアプリです。各アプリストアで【コドモン】と検索してください。（ダウンロード無料）

iPhoneの方は
こちらから



Androidの方は
こちらから



コドモン



社会福祉法人 若菜福祉会 認定こども園 ミライエ 重要事項説明書

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人若菜福祉会が設置する保育所型認定こども園ミライエ（以下「当園」という。）は、3歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるような環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努める。

2 当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行う。

3 当園は入園児の保護者や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、入園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努める。

4 当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（教育・保育の理念・方針・目標）

第3条 当園の教育・保育理念は『**未来への選択**』子どもたちは遊びを通し、たくさんの事を経験していくことで自ら考え行動し成長していきます。そして、価値観【好き嫌い】を理解できるようになります。形成された価値観は、環境変化や社会変化に対して自らの最善を理解し、自分の意志で未来を判断できるようになります。1つでも多くの好きを発見し“自分の未来を判断し選択できる人”になって欲しいと思っています」とする。

2 当園は、教育及び保育に当たっては、入園する園児の人権や主体性を尊重し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供する。

3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の発達過程を踏まえ、豊かな愛情をもって教育・保育を一体的に行う。

4 当園は、園児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

（事業所の名称等）

第4条 社会福祉法人若菜福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 認定こども園 ミライエ

認定こども園 ミライエ 分園

認定こども園 ミライエ分園2（第2分園 パピヨン）

(2) 所在地 認定こども園 ミライエ 宜野湾市赤道 1-16-11

認定こども園 ミライエ 分園 宜野湾市上原 1-25-15

認定こども園 ミライエ 分園2 宜野湾市上原 1-9-1 宜野湾文化苑 2F

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上のこども・保育を必要とする満3歳以上のこども。以下「1号認定こども」「新2号認定こども」という。） 10名
- (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 100名
- (3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。） 95名

(学級の編成)

第6条 3歳児以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同年齢で編成することを原則とする。ただし、異年齢で編成することもある。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。ただし、下記の日程の変更については、宜野湾市教育委員会に準じるものとする。

- 2 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第8条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日、6月23日を除く。

1号認定子どもへの教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。ただし、下記の日程の変更については、宜野湾市教育委員会に準じるものとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
 - (3) 冬季休業 12月24日から1月7日まで
 - (4) 学年末休業 3月20日から3月31日まで
 - (5) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
 - (6) 慰霊の日 6月23日
- 2 教育・保育上必要があり、またはやむを得ない事情があるときは前項の規定にかかわらず、休業日に教育・保育を行うことがある。
 - 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わない。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 当園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 1号認定、子ども（教育標準時間認定）に関する教育時間

ア 月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 13 時 00 分まで

イ やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、一時預かり保育を提供する（別表 1）。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども（保育標準時間認定）に関する保育時間（11 間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ア 月曜日から土曜日 午前 7 時 00 分から午後 17 時 00 分まで

イ 当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する（別表 1）。

(3) 2号認定子ども及び3号認定子ども（保育短時間認定）に関する保育時間（8 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

ア 月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分又は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する（別表 1）。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日 午前 7 時 00 分から午後 18 時 00 分まで

（提供する教育・保育の内容）

第 10 条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）、に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第 11 条 当園は園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 未就園児親子支援事業
- (2) 子育て相談事業
- (3) 特別な配慮が必要と思われる親子支援
- (4) 一時預かり保育事業
- (5) 延長保育事業

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 12 条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長（常勤専従）1 名 副園長 1 名

園長、副園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行い、園務をつかさどる。

(2) 主幹保育教諭・主任保育士 3 名

主幹保育教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 看護師 1名

保健衛生及び安全管理に関する事項を司る。

(4) 保育教諭・保育士 38人以上

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 支援センター職員 1名以上

地域と連携し、育児相談等の子育て支援を行う。

(6) 調理員 3名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(7) 保育補助 1名以上

保育教諭、保育士を補佐し、保育業務が円滑に行えるよう支援する。

(8) (5) 講師 1名

講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。

(9) 事務職員 1名以上

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(10) 嘱託医 1名

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(12) その他 教育・保育の質の向上に必要な職員(バス運転手・用務員)

(入園資格)

第13条 当園に入園できる者は0歳から小学校就学始期に達するまでの教育・保育を必要とする子どもとする。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第14条 当園は、市町村から支給認定を受けた1号認定子どもの保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 入園希望者が利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) 当園の教育・保育方針を理解する者は、前号の次に優先して入園させる。

(3) その他の者は、抽選、面接等により選考し、入園させる。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、宜野湾市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。(様式1退園届、様式2休園届)

6 当園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものと

する。

(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年 6 月 13 日政令第 213 号）第 1 条の 2 の規定に該当せず、宜野湾市が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。

(3) 宜野湾市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（利用料その他の費用等）

第 15 条 当園は、利用した支給認定保護者から、宜野湾市の定める利用者負担額について支払いを受けるものとする。

2 前項の利用者負担額のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、予め、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得た上で支払いを受けるものとする。

3 前 2 項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得た上で支払いを受けるものとする。

4 第 2 項及び第 3 項の費用については、別表 2 のとおりとする。

5 当園は、利用子どもの居住する市町村が実施する利用料等の助成事業の対象者については、それらの市町村の定める助成金の上限額の範囲内において、保護者から徴収する額を減額又は免除できるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 16 条 当園は、教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 17 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第 18 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第 2 号における虐待等の行為とは、沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（令和 2 年 3 月 31 日条例第 12 号。以下「県条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する行為をいう。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）及び県条例の各規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情解決体制）

第 19 条 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、苦情に関し、宜野湾市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、宜野湾市から指導又は助言を

受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他苦情解決に関する事項は、別途苦情解決に関する規程により定める。

（安全対策と事故防止）

第 20 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当園は、認定こども園食物・環境アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故が発生した際は、速やかに保護者に連絡するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、宜野湾市の所管課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 21 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 22 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第 23 条 当園は、運営基準条例第 17 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年 1 回行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

（秘密の保持）

第 24 条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第 25 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存
- (3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 5年間保存
- (6) 保育所型認定こども園園児指導要録（児童表） 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

附 則

この園則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この園則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。

この園則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正する。

別表 1

教育・保育を提供する時間

	保育時間					休業日
1号認定	7:00～ 預かり 保育	8:00～13:00 教育/保育時間(5H)	13:00～18:00 預かり保育	18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	土曜・日曜・祝日・ 慰霊の日・災害時 (臨時休業) 春季 休業・夏季休業・冬 季休業期間、教育 委員会が指定する期 間。夏季・冬季・春 季休業日を含みま す。 年末年始（12月 29日～1月3 日） *預かり保育有 以下 下記に同じ
1号認定 (新2号 認定)	7:00～ 預かり 保育	8:00～13:00 教育/保育時間(5H)	13:00～18:00 預かり保育	18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	
2号認定 短時間	7:00～延長保育	8:00～16:00 or 9:00～17:00 保育時間(8H) * 教育を含む	16:00or17:00～18:00 延長保育		長時間延長保育 ～22:00	
2号認定 標準時間	7:00～18:00 保育時間(11H) * 教育を含む			18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	
3号認定 短時間	7:00～延長保育	8:00～16:00 or 9:00～17:00 保育時間(8H) * 教育を含む	16:00or17:00～19:00 延長保育		長時間延長保育 ～22:00	
3号認定 標準時間	7:00～18:00 保育時間(11H) * 教育を含む			18:00～19:00 延長保育	長時間延長保育 ～22:00	

利用料その他の費用等

* 毎月収納代行業者を通して引き落としです。

* 引落とし手数料は保護者負担となります。

① 保育料 階層によって異なる。（無償化対象児童を除く）

② おやつを含む給食費（3歳以上対象）：月 6,500 円、(主食費 1,000 円、副食費 5,500 円)

* 食材料費助成（名護市の利用者対象）

名護市独事業の助成上限額が当園の給食費を下回った場合は、全額の助成とはなりません。それに伴う主食費及び副食費の助成後の差額は、保護者負担となりますのでご了承ください。

③ 実費徴収（特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払い

費用の種類		納付額	徴収の目的
延長保育料		300 円（日割り）～2,500 円（月割り） 新 2 号、2 号 3 号 階層により無料	運営費へ納入
預かり保育料 新 2 号・1 号該当		一日 450 円 新 2 号は、徴収後後日市より返還	運営費へ納入
長時間延長保育料 (19:00～22:00)		250 円（日割り）～3,000 円（月割り）	運営費へ納入
教材費等	体育着	3,500 円程度 3 歳児クラス進級時	保育環境のため * 委託業者が集金をおこなう
	教材	3 歳以上 6,000 円/年 程度 未満児 2,000 円/年 程度 学研教室（1 号、新 2 号対象） 月 5,000 円程度	保育環境のため * 委託業者が集金をおこなう
	写真代	① 記念写真として 500 円～1,000 円 ② コドモアプリによる自由購入	途中入所の児童は金額に変動があります。

	保育時間					休業日	
1号認定	7:00~ 前預かり保育	8:00~13:00 教育/保育時間(5H)	13:00~18:00 後預かり保育 前預かり+後預かり 450 円 (日割り)		18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	土曜・日曜・祝日・慰霊の日・災害時(臨時休業) 春季休業・夏季休業・冬季休業期間、教育委員会が指定する期間。夏季・冬季・春季休業日を含みます。
1号認定 (新2号認定)	7:00~ 前 前預かり保育	8:00~13:00 教育/保育時間(5H)	13:00~18:00 後預かり保育 前預かり+後預かり 450 円 (日割り) 新2号は、徴収後、後日市より返還		18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	年末年始(12月29日~1月3日) *預かり保育有 以下 下記に同じ
2号認定 短時間	7:00~ 前延長保育 月契約 ~1H 1,600 円 ~2H 3,200 円 ~3H 4,800 円 日割り ~1H 250 円 ~2H 500 円 ~3H 750 円	8:00~16:00 9:00~17:00 保育時間(8H)*教育を含む	or	16:00or17:00~18:00 後延長保育 月契約 ~1H 1,600 円 ~2H 3,200 円 ~3H 4,800 円 日割り ~1H 250 円 ~2H 500 円 ~3H 750 円	18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	日曜・祝日・慰霊の日・災害時(臨時休業) 年末年始(12月29日~1月3日)
2号認定 標準時間	7:00~18:00 保育時間(11H)*教育を含む				18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	
3号認定 短時間	7:00~ 前延長保育 月契約 ~1H 1,600 円 ~2H 3,200 円 ~3H 4,800 円 日割り ~1H 250 円 ~2H 500 円 ~3H 750 円	8:00~16:00 9:00~17:00 保育時間(8H)*教育を含む	or	16:00or17:00~18:00 後延長保育 月契約 ~1H 1,600 円 ~2H 3,200 円 ~3H 4,800 円 日割り ~1H 250 円 ~2H 500 円 ~3H 750 円	18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	
3号認定 標準時間	7:00~18:00 保育時間(11H)*教育を含む				18:00~19:00 延長保育 月契約 2,500 円 日割り 300 円	19:00~22:00 長時間延長保育 月契約 500 円 日割り 250 円	